

# 国有林野の林産物販売委託契約約款

(平成29年4月1日改正版)

近畿中国森林管理局

## 国有林野の林産物販売委託契約約款

### (総 則)

第1条 委託人（以下「甲」という。）と受託人（以下「乙」という。）は、信義に従い誠実に契約を履行しなければならない。

2 乙は、この約款に基づき契約した林産物（以下「委託物品」という。）を、乙の経営する市場（以下「市場」という。）においてせり売り又は入札売り（以下「市売り」という。）による販売の業務を行うに当たっては、甲又は甲の指定する職員（甲が、市場の所在地の地元森林管理局長等（森林管理局、森林管理署、森林管理事務所の長、以下同じ。）にこの契約に係る事務の一部の処理を依頼したときの地元森林管理局長等又はその指定する職員を含む。（以下「指定職員」という。）と連絡を密にし、その指示に従うものとする。

3 乙は、市売りによる販売の委託業務に関して、通常用いている約款等の定めとこの約款の定めとの間に矛盾が生じる場合には、前者を後者にあわせて訂正し、当該矛盾を解消しなければならない。また、この旨を委託物品の市売りに参加しようとする者に周知させなければならない。

### (契約保証金)

第2条 乙は、契約書に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲が認める場合は、契約保証金の納付に代えて国債その他甲の指定する担保によることができる。

なお、契約書において契約保証金を納めないとしたときは、この限りではない。

2 前項の契約保証金は、乙が第14条に定める義務を履行するとき、又は第15条に定める担保を提供したときに、現金をもって納付されたものについては、販売代金の一部に充当するものとし、担保をもって提供されたものについては乙に返還される。

### (代理人の届出等)

第3条 乙が代理人を選任したときは、遅滞なくその旨及び代理権の内容を書面により、甲に届け出なければならない。代理人の変更又は代理権の変更若しくは消滅があったときも同様とする。

2 乙が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって設立された法人又は清算人は遅滞なくその旨を書面により、甲に届出なければならない。

3 乙が前2項の定めによる届出をしないときには、その選任、変更又は消滅をもって甲に対抗することができない。

#### (届出の義務)

第4条 乙は、この契約に係る産物販売受託通知書に記載した事項に変更があったとき、又は国有林野の産物販売委託規程（以下「委託規程」という。）第4条の受託資格の要件を備えていることを証する書面の記載事項に重要な変更があったときは、遅滞なくその旨を書面により甲に届け出なければならない。

#### (権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この約款に基づく契約によって生ずる権利義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### (委託物品の交付)

第6条 甲は、委託物品を乙に交付しようとするときは、「産物交付通知書」を送付し、乙又は乙の代理人の立会の上交付するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から委託物品の交付を受けたときは、遅滞なく「産物受領書」を甲に提出しなければならない。

#### (委託物品の数量等の変更)

第7条 乙は、甲の都合により、契約書に定めた委託物品の種類、数量を変更することがあっても異議を申し出ないものとする。

#### (委託物品の保管責任)

第8条 乙は、委託物品の交付を受けてから、当該物品の販売を完了するまでの間の輸送及び保管に関する一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、輸送及び保管中の委託物品について、滅失又はき損があったときは、遅滞なく最善の処置を講ずるとともに「委託物品滅失（き損）報告書」によりその旨を甲に届け出て、その善後処置について指示を受け、それに従わなければならない。

3 委託物品の滅失又はき損により甲に損害が生じたときは、乙は、その損害額を甲の算定するところにより賠償しなければならない。ただし、委託物品の保管に関し善良な管理者の注意を怠らなかった場合は、この限りではない。

#### (委託物品の輸送及び極積)

第9条 乙は、甲から委託物品を受領したときは、すみやかに当該物品を市場まで輸送した上、甲の指示する仕訳区分に従い、その販売に必要な極積を行わなければならない。

2 乙は、前項の極積を行うに当たっては、他の物品と混同して極積してはならない。

3 第1項の場合において、乙は、必要に応じ甲の指示する仕訳区分を更に細分して極積することができる。

#### (販売実施計画書の提出)

第 10 条 乙は、当該物品の販売を行う 3 日前までに甲又は地元森林管理局長等に到達するよう「販売実施計画書」を提出しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

#### (最低販売価格の指定等)

第 11 条 乙は、甲又は指定職員が仕訳区分ごとに委託物品の販売の直前に通知する最低販売価格以上の価格でなければ委託物品を販売してはならない。ただし、乙が最低販売価格との差額を負担する場合には、この限りではない。

2 乙が甲の指定する最低販売価格の指定単位を更に細分して販売する場合において、細分した一口ごとの販売価格を集計した額が最低販売価格を上回り、又は下回るときにその差額を乙が負担する場合であっても、応札者のない物件は第 20 条の販売を完了しない物件とする。

#### (所有権の移転)

第 12 条 委託物品の所有権は、当該物品の市売りにおいて競落を決定したとき、その落札者（以下「買受人」という。）に移転するものとし、乙は、その旨を委託物品の市売りに参加しようとする者にあらかじめ周知させなければならない。

#### (販売結果報告書の提出)

第 13 条 乙は、委託物品の販売を行った日から起算して 7 日以内に甲又は地元森林管理局長等に到達するよう「販売結果報告書」を提出しなければならない。

2 「販売結果報告書」には、販売に関する証拠書類として、乙と買受人との間における委託物品の売買契約にかかる契約書、仕切等（当該買受人の氏名、販売した委託物品の明細、販売代金の決済方法等が明記された書面）及び第 17 条第 1 項に定める販売手数料、輸送費、極積料（以下「販売経費等」という。）の請求書を添付しなければならない。

3 乙が、第 11 条第 1 項のただし書の規定により最低販売価格との差額を負担した場合は、販売価格及び当該差額を販売結果報告書に付記するものとする。

#### (販売代金の納付等)

第 14 条 委託物品の販売価格に相当する金額（第 11 条第 1 項の定めによって差額を負担する場合はこれを加えた総額。以下「販売代金」という。）について、甲の発行する納入告知書により、契約書に定める納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 販売代金と第 17 条第 1 項の規定により甲の負担する販売経費等に相当する金額とは、相殺することができる。この場合、乙が甲に納付すべき金額は、販売代金から販売経費等を控除した金額とする。

3 乙は、納付期限までに販売代金又は前項の規定による金額を納付しないときは、納

付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.60 パーセントの割合で算出した延滞金を販売代金とともに納付しなければならない。

#### (担保の提供等)

第 15 条 乙は、販売の都度、甲又は地元森林管理局長等にその指定する期限（以下「担保提供期限」という。）までに販売代金に相当する金額及び担保権の行使に必要な費用の合計額以上の額で甲の指定する金額（以下「指定金額」という。）に相当する担保を提供しなければならない。

2 甲は、第 13 条の販売結果報告書の提出があった場合には、乙が販売代金を即納するとき、担保提供期限までに販売代金を納付する場合を除き、速やかに担保の提供について指定金額を乙に指示するものとする。

3 乙は、第 1 項の担保を提供する場合は次による。

(1) 担保が甲が延滞担保の保護預り契約を締結している金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が支払保証した支払保証手形であるときは、当該金融機関の交付する保護預り書に担保物件差入書を添えて甲に提供する。

(2) 担保が取扱金融機関以外の金融機関（以下「保証金融機関」という。）が支払保証した支払保証手形であるときは、当該金融機関の交付する保護預り書及び甲の定める様式により当該金融機関が作成する請書に、担保物件差入書を添えて甲に提供する。

(3) 担保が国債、地方債又は金融債であるときは、乙が当該担保を供託所に供託して交付を受けた供託書の正本に担保物件差入書を添えて甲に提供する。

(4) 担保が定期預金であるときは、定期預金証書（受領欄に乙が記名押印したもの。）に委任状、担保物件差入書及び当該金融機関の発行した質権設定承諾書を添えて甲に提供する。

4 乙は、担保納入期限までに担保を提供しないときは、担保提供期限の翌日から提供の日までの日数に応じ、販売代金に対し年 14.60 パーセントの割合で計算した違約金を甲の指定するとおり納入しなければならない。

5 甲は、乙が第 14 条第 1 項に定める義務を履行したときは担保を乙に返還する。

#### (委託物品の買受人への引渡)

第 16 条 乙は、担保を提供し、又は代金を納付した後でなければ委託物品を買受人に引き渡してはならない。

#### (販売経費等の負担等)

第 17 条 委託物品の交付後において、契約に係る販売業務に要する経費で甲の負担とするものは、次の通りとする。

(1) 販売手数料

(2) 委託物品を交付する場所が販売を行おうとする市場と異なる場合における輸

送費（積み込み費及び荷卸費を含む。以下同じ。）

（３） 市場における委託物品の梱積料（仕訳料を含む。以下同じ。）

（４） 第 20 条第 3 項にかかる輸送費

2 民法第 650 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この委託契約には適用しないものとする。

#### （販売経費等の確定）

第 18 条 販売経費等は、次の方法により確定するものとする。

（１） 販売手数料は、販売代金に契約書に定める手数料率を乗じて算定する。

（２） 輸送費及び梱積料は、委託物品の確定材積に契約書に定める単価をそれぞれ乗じて算定する。

#### （販売経費等の支払）

第 19 条 販売経費等の支払は、甲が適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に行うものとする。

2 甲は、前項の期限までに販売経費等を支払わないときは、期限の翌日から支払日までの日数に応じ支払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

#### （販売を完了しない場合の措置）

第 20 条 乙は、委託物品の販売を完了しなかったときは、その旨を甲に通知の上その指示を求めなければならない。

2 甲は、前項の場合において、当該委託物品を再契約して、次回以降の市売りに付させることができる。

3 乙は、甲から請求があったときは、販売未済物品を保管及び返付するものとする。

#### （契約の解除）

第 21 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、委託契約の全部又は一部を解除することができる。

（１） 乙が正当な理由なくして契約の全部若しくは一部を履行せず、又は乙が約款及び契約書の条項に違反したとき。

（２） 乙が、「委託規程」第 4 条に掲げられている受託資格の要件を欠くに至ったとき。

（３） 乙が契約の履行に関して不正な行為をしたと認められたとき。

#### （契約が解除された場合の違約金）

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙が納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは違約金として販売代金、又は販売見込

み代金（甲の定める額）の 100 分の 10 に相当する金額を甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその責務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の責務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

4 乙は、前条の契約解除による甲の損害額の全部を償うことができないときは、その不足額を甲の指示するところにより賠償しなければならない。

#### **(特殊の理由による契約の解除)**

第 23 条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため、その他やむを得ない理由により、契約を履行することができないときは、甲又は乙は、それぞれの相手方に対し、その履行することができない部分につき契約を解除することができる。

2 前項の定めにより契約を解除された甲又は乙は、それぞれ相手方に対し、その損害の賠償を請求することができない。

3 民法第 651 条の規定は、この委託契約には適用しないものとする。

#### **(債権債務の相殺)**

第 24 条 甲は、委託契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、販売手数料、輸送費及び積積料と相殺することができる。

#### **(報告徴取等)**

第 25 条 乙は、委託物品の輸送、保管、販売、引渡等に関する帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

2 乙は、甲が必要と認める販売業務及び委託物品に関する報告の徴取又は、検査に応じなければならない。

**(そ の 他)**

第 26 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

**(紛争の解決)**

第 27 条 この約款に基づく契約に関し、甲乙間に紛争を生じたときは、甲、乙が協議し、協議が整わないときは、第三者機関のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。